

# 宮城県教育職員の働き方改革に関する 取組方針

(給特法第8条第1項に基づく業務量管理・健康確保措置実施計画)

令和8年3月改定  
宮城県教育委員会

< 目 次 >

I	計画の趣旨及び目的	1
II	教育職員の働き方の現状と課題	1
	1 時間外在校等時間	
	2 ワーク・ライフ・バランス	
III	目標及び計画の期間	3
	1 目標	
	2 計画の期間	
IV	業務量管理・健康確保措置の内容	3
	1 学校・教師の「業務の3分類」を踏まえた見直し	
	2 学校における措置（業務の適正化）の推進	
	3 学校における働き方改革を推進するための体制整備等	
	4 教育職員の健康及び福祉の確保	
V	留意事項	10
VI	その他措置の実施に関し必要な事項	11
VII	参考	12

## I 計画の趣旨及び目的

宮城県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）では、学校教育の質を高め、全ての子供たちに対してよりよい教育を行っていくため、平成31年3月に「教職員の働き方改革に関する取組方針」（令和5年3月改定。以下「取組方針」という。）を策定して、学校における働き方改革の取組を進めてきました。その結果、教育職員の時間外在校等時間は着実に減少してきているものの、依然として、在校等時間が長時間に及んでいる教育職員がおり、取組の加速化が必要となっています。このような中、令和7年6月、教育職員を取り巻く環境整備に向けた総合的な対策を講じるため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号。以下「給特法等一部改正法」という。）が成立し、新たに服務監督教育委員会に業務量管理・健康確保措置実施計画（以下「実施計画」という。）の策定が義務付けられるとともに、実施計画の実施状況の公表や総合教育会議への報告等の仕組みが整備されました。こうした仕組みの下、各地方公共団体においては、学校、保護者、地域、教育委員会、関係部局などの教育に関わる全ての関係者が、教育現場の現状や課題を共有し、それぞれの権限と責任に基づいて相互に連携・協働しながら、働き方改革の取組を進めていくことが求められています。

本県の教育現場を取り巻く状況や教育職員の働き方の実態をみると、学校における働き方改革のより一層の推進が必要であり、また、給特法等一部改正法で整備された仕組みに適切に対応していく必要があるため、この度、取組方針を改定し、法律上の実施計画として位置付けて取組の加速化を図っていくこととしました。本実施計画に基づき学校における働き方改革を加速していくことにより、教育職員の時間外在校等時間の状況等を改善し、教職の持つ本来の魅力が十分に発揮され、教職員が心身ともに充実した状態で、日々、生き活きと子供たちと接することができる教育環境の整備を目指していきます。

## II 教育職員の働き方の現状と課題

### 1. 時間外在校等時間（月80時間超報告者数の推移）

#### (1) 県立高等学校

（単位：人、％）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教育職員数①	4,002	3,980	3,976	3,928	3,881	3,871	3,833
報告者数②	1,438	1,297	1,004	968	1,141	1,142	1,051
割合②/①	35.9	32.6	25.3	24.6	29.4	29.5	27.4

#### (2) 県立中学校

（単位：人、％）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教育職員数①	43	42	44	42	41	41	40
報告者数②	24	21	17	19	18	16	20
割合②/①	55.8	50.0	38.6	45.2	43.9	39.0	50.0

#### (3) 県立特別支援学校

（単位：人、％）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教育職員数①	1,742	1,785	1,793	1,728	1,735	1,747	1,843
報告者数②	55	46	46	74	67	61	55
割合②/①	3.2	2.6	2.6	4.3	3.9	3.5	3.0

▶ 参考

・市町村立小学校

(単位：人、%)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教育職員数(①)	4,912	4,924	4,921	4,872	4,873	4,949	4,966
報告者数(②)	430	349	337	467	313	296	291
割合(②/①)	8.8	7.1	6.8	9.6	6.4	6.0	5.9

・市町村立中学校

(単位：人、%)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教育職員数(①)	3,025	3,011	3,485	3,321	2,926	2,923	2,933
報告者数(②)	1,394	1,250	962	1,091	894	823	740
割合(②/①)	46.1	41.5	27.6	32.9	30.6	28.2	25.2

注) 時間外在校等時間は、在校等時間(正規の勤務時間外において「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて、教育職員が在校している時間)から正規の勤務時間と休憩時間を除いたもの。

注) 各表の報告者数は、各年度において、ひと月でも月80時間を超えたことがある教育職員の実人数

注) 教育職員とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)、実習助手及び寄宿舎指導員

【課題】

○時間外在校等時間の縮減の加速化

県立高等学校の教育職員の概ね4人に1人は、時間外在校等時間が月80時間を超えており、依然として時間外在校等時間が長時間に及んでいることから、学校における働き方改革の取組を一層推進し、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出する必要がある。

2. ワーク・ライフ・バランス

(1) 年次有給休暇平均取得日数

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
取得日数	11.3日	12.5日	12.7日	13.7日	13.7日

(2) 男性職員育児休業取得率

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取得率	5.6%	10.6%	16.5%	34.7%	41.1%

【課題】

○年次有給休暇の平均取得日数の増加

令和6年の宮城県職員(小、中学校の教職員及び会計年度任用職員を除く。)の1人当たり年次有給休暇平均取得日数は14.2日となっている。一方、教育職員等の平均取得日数は13.7日で下回っていることから、年次有給休暇の取得を促進していく必要がある。(参照：令和6年度人事行政の運営等の状況の公表)

○男性職員の育児休業取得率の向上

未だ女性職員に比べて低い状況であり、育児休業、特別休暇（出産補助休暇及び育児参加休暇）ともに、引き続き、取得を促進していく必要がある。（参照：宮城県教育委員会 特定事業主行動計画）

### Ⅲ 目標及び計画の期間

#### 1. 目標

○時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の教育職員の割合  
計画期間中に 100 パーセントとする。〔現状値(令和 6 年度) 69.6%〕
- ・ 1 年間における教育職員の 1 箇月時間外在校等時間の平均時間  
令和 11 年度までに平均で 30 時間程度とする。〔現状値(令和 6 年度) 35.5 時間〕
- ・ 時間外在校等時間が年 360 時間を超えた教育職員の割合  
令和 11 年度までに 30 パーセントとする。〔現状値(令和 6 年度) 54.0%〕

○ワーク・ライフ・バランスの向上に関する目標

- ・ 年次有給休暇の平均取得日数  
計画期間中に 15 日以上とする。〔現状値(令和 6 年) 13.7 日〕
- ・ 男性職員の育児休業取得率  
令和 11 年度までに 85 パーセントとする。〔現状値(令和 6 年度) 41.1%〕

#### 2. 計画の期間

令和 8 年度から令和 12 年度まで（5 年間）

### Ⅳ 業務量管理・健康確保措置の内容

県教育委員会は、Ⅲに掲げた目標の達成のため、重点事項として以下に掲げた取組を実施する。各取組の実施に当たっては、教育職員が業務の遂行に伴い心身の健康を損なうことがないように十分に配慮し、また、教育職員の時間外在校等時間取扱要綱に基づき、同要綱第 3 第 1 項各号に該当する教育職員については、校長が、当該教育職員と面談等を実施の上、業務の進行計画等の調整を図るものとする。県教育委員会は、当該教育職員が年間上限時間数を超えて時間外勤務に従事することを未然に防ぐための対策等について、校長と連携して必要な措置を講ずるものとする。

#### 1. 学校・教師の「業務の 3 分類」を踏まえた見直し

学校又は教師（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令

和7年文部科学省告示第114号)第2章第3節(2)に定める教師をいう。)の業務の3分類を踏まえ、業務の分担の見直しや適正化を図る。

業務に関する役割分担の見直しに当たっては、責任体制が明確になるよう留意した上で、県の関係部局との密接な連携や、保護者及び地域住民その他の関係者の参画を得ながら各学校の実情に応じた運用を行う。

また、教師以外の教職員の校務運営への参画拡大等により、学校全体の業務を効果的に改善していくに当たっては、各教職員が相互に連携・協働しつつ、特定の教職員の負担が過度にならないよう、事務処理の精選や効率化等にも留意して取り組む。

## (1) 学校以外が担うべき業務

### ア 学校徴収金の徴収・管理

県教育委員会は、私費会計で運用されている学校徴収金について、その内容ごとに公会計化(県の歳入歳出予算に組み入れることをいう。以下同じ。)の適否や、徴収・管理の方法など検討した上で、公会計化の実現を目指す。

なお、県立学校においては、個々の学校徴収金会計の必要性を検討し、保護者と事業者の間での直接払いへの移行などにより、整理・統合を進める。

#### 【具体的な取組内容】

- 学校徴収金会計の整理・統合
- 保護者と事業者の間での直接払い等の推進
- 学校徴収金の公会計化に向けた検討

### イ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の対応

県教育委員会は、保護者等からの相談や過剰な苦情、不当な要求等について、学校以外が対応する体制や、学校が弁護士等の専門家を活用しやすい体制を構築する。

#### 【具体的な取組内容】

- 学校運営に関する相談体制強化に向けた検討
- スクールロイヤーや顧問弁護士の活用促進
- 保護者対応に係るマニュアル整備
- 学校対応に関する積極的な広報・PR

## (2) 教師以外が積極的に参画すべき業務

### ア 調査・統計等への回答

県教育委員会は、学校を対象とする調査、又は、学校を通じた児童生徒等への周知を依頼する文書等の量の縮減に努めるとともに、デジタル技術の活用により回答等の負担軽減を図る。また、教育職員の専門性に深く関わらないものは事務職員の協力を求めるなど、業務負担の平準化を図る。

#### 【具体的な取組内容】

- 学校を対象とする調査・統計等の精選
- 文書照会等に関するルール策定の検討

## イ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守管理

県教育委員会は、ICT機器に関して学校が相談できる窓口の整備等を通じて、学校におけるICT機器等の保守管理に係る業務負担の軽減を図る。また、必要に応じて、民間事業者等への外部委託を検討する。

### 【具体的な取組内容】

- 学校専用のICT関連相談窓口の整備
- 保守管理業務の外部委託の推進

## ウ 校舎や学校プール、体育館等の施設・設備の管理

県教育委員会は、学校における施設・設備の管理（施錠・開錠を含む。）に関して、教職員間の役割分担の見直し、管理業務の委託等により、特定の教職員に責任や負担が集中しない体制の整備を促進する。

### 【具体的な取組内容】

- 効率的な施設・設備管理の手法等の検討
- 民間委託等による専門的な安全点検の推進
- 好事例の収集・周知

## エ 部活動

県教育委員会は、「学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン」が遵守されるよう各学校に指導・助言を行うとともに、部活動指導員の配置、部活動の地域展開を積極的に推進する。

### 【具体的な取組内容】

- 「学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン」に基づく指導・助言
- 部活動指導員の配置
- 中学校部活動の地域展開の推進
- 祝日の大会開催がないよう関係団体への要請

## (3) 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

### ア 授業準備、成績処理等

県教育委員会は、教務補助等の支援スタッフの配置を推進するとともに、学校が利用可能なデジタル技術の導入を促進する。

学校は、教材等の印刷や物品等の準備、採点作業や宿題の提出の確認その他の補助的な業務について、支援スタッフと協働しながら行うとともに、デジタル技術の活用を推進する。

### 【具体的な取組内容】

- 教務補助の配置
- 地域コーディネーターの配置
- 生成AIの利用ルールの整備・活用事例の周知
- 統合型校務支援システムの改善
- デジタル採点支援システムの活用促進
- 好事例の収集・周知

## イ 学校行事の準備・運営

県教育委員会は、学校行事の準備・運営に係る教職員の協働体制の構築について、学校の理解促進に努める。

学校は、学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等の業務について、教育職員、事務職員及び教務補助等の支援スタッフと協働して実施するとともに、必要に応じ、業務委託等を検討する。

### 【具体的な取組内容】

- 好事例の収集・周知

## ウ 進路指導の準備

県教育委員会は、地学地就コーディネーター等の支援スタッフの配置を推進するほか、業務委託等により外部の専門人材との連携を促進する。また、学校が利用可能なデジタル技術の導入を検討する。

学校は、教育職員と支援スタッフ、民間の専門人材等の連携により就職・進学先に関する情報収集等を行う。

### 【具体的な取組内容】

- 地学地就コーディネーターの配置
- 進路達成セミナーの運営・実施
- 進路指導への生成AI活用の検討

## エ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

県教育委員会は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員、医療若しくは福祉に関する専門人材又は日本語指導に係る支援員等の支援スタッフの配置等や関係機関との連携を促進する。

学校は、支援スタッフ等による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教育職員との協働を推進する。

加えて、日本語指導が必要な児童生徒に対して、中心校からの遠隔授業を配信する。

### 【具体的な取組内容】

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員等の配置
- 児童相談所や市町村の保健福祉部門との連携
- 日本語指導が必要な児童生徒に対する遠隔授業の実施

## 2. 学校における措置（業務の適正化）の推進

学校は、以下の取組を推進し、教育職員が担う業務の適正化を図るものとし、県教育委員会は好事例の周知等により学校の取組を支援する。

### （1）授業時数の見直し・平準化、学校行事の精選・統合

各学校においては、教育の質を向上させるという目的の下、児童生徒及び教育職員双方の負担の軽減の観点も踏まえながら、教育課程の編成の工夫・改善等について不断に検討を行う。

高等学校においては、スクール・ミッション及びカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成及び実施に関する方針）に基づく教育活動を行うに当たって、必要かつ効果的な教育課程の編成をしているかとの視点に立った教育課程の見直しを検討する。

中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部においては、特に標準授業時数を大幅に上回っている教育課程（年間 1,086 単位時間以上）を編成している場合、学校自らが点検を行い、指導体制や教育課程の編成の工夫・改善等により、適切な計画とする。

また、学校で行われる学校行事を、それぞれの教育的価値を踏まえ、精選又は統合する。

**【具体的な取組内容】**

- 教育課程の編成の見直し・工夫
- 授業時数の縮減に資する休日規定の見直し（県教委）
- 学校行事の精選・統合
- 好事例の収集・周知（県教委）

**（２）日課表の適切な設定**

各学校においては、授業時数の見直しに努めるとともに、放課後に行われる児童生徒の活動時間（補習及び部活動を含む。）で可能なものを教育職員に割り振られた勤務時間内に設定するなど、学校の実情に応じた取組に努める。

**【具体的な取組内容】**

- 清掃活動の見直しなど日課表の見直し・工夫
- 学校におけるワークショップ等の伴走支援（県教委）
- 好事例の収集・周知（県教委）

**（３）校務DXの推進**

各学校においては、生成A I や情報システムの導入などデジタル技術を活用した校務の効率化を推進する。

**【具体的な取組内容】**

- 生成A I の利用ルールの整備・活用事例の周知（県教委）【再掲】
- 統合型校務支援システムの改善（県教委）【再掲】
- デジタル採点支援システムの活用【再掲】
- 高校入試におけるweb出願システムの活用（県教委）

**（４）若手教育職員等への支援**

各学校においては、職務経験が少ない教育職員が担当する業務が過度とならないよう抑制するとともに、メンター及び他の教育職員からの助言その他の支援を得られやすい体制を整備する。

**【具体的な取組内容】**

- メンターチームの設置等、支援体制の整備
- メンター研修の充実（県教委）

**（５）児童生徒の休み時間における安全への配慮**

各学校においては、学級担任等の特定の教育職員に責任や負担が集中しない体制を整備する。

【具体的な取組内容】

- 休み時間の安全配慮体制の検討
- 好事例の収集・周知（県教委）

**（６）校内清掃**

各学校においては、校舎床のワックスがけ作業などの外部委託を検討するとともに、日常清掃の実施回数や範囲の合理化等により、特定の教育職員に責任や負担が集中しない体制を整備する。

【具体的な取組内容】

- 校内清掃の手法等の検討
- 外部委託の促進（県教委）
- 好事例の収集・周知（県教委）

**（７）勤務時間外の外部対応を抑制する環境整備**

各学校においては、教職員が所定の勤務時間外に外部からの電話等に対応する必要のない環境を整備する。

【具体的な取組内容】

- 保護者に対する周知文書の発出等（県教委）
- 時間外の外線電話に対する自動音声機能等の導入の促進（県教委）

**３．学校における働き方改革を推進するための体制整備等**

**（１）協働的な業務改善の促進**

各学校においては、職員会議での協議やワークショップ等を通じて、学校現場の実態や特徴等に応じた個別具体的・協働的な業務改善方策を検討し、実践する。

【具体的な取組内容】

- 校務分掌の整理・統合
- 学校におけるワークショップ等の伴走支援（県教委）【再掲】

**（２）校長のリーダーシップ、マネジメント力向上への支援**

県教育委員会は、校長を対象とした多面観察の実施等により、校長のマネジメント力、リーダーシップの向上を図る。

また、管理職研修において、働き方改革にも資するマネジメント力の向上が図られるよう取り組む。加えて、校長の人事評価において働き方改革に関する目標を設定するなど、人事評価も活用した取組を推進する。

【具体的な取組内容】

- 校長のリーダーシップ向上アセスメントの実施（県教委）
- 管理職研修の実施（県教委）
- 人事評価における働き方改革の観点の導入（県教委）

### (3) 学校の指導運営体制の充実

県教育委員会は、正規の教育職員の計画的な配置の充実に努めるとともに、支援スタッフの体制の充実及び資質の向上に努める。

#### 【具体的な取組内容】

- 各種支援スタッフの配置

## 4. 教育職員の健康及び福祉の確保

県教育委員会は、教育職員の健康及び福祉を確保するため、以下の措置を講じる。

### (1) 客観的な方法その他の適切な方法による勤務時間の把握

教育職員が在校している時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測できる環境を整備する。

#### 【具体的な取組内容】

- ICカード、出退勤記録システムの整備

### (2) 衛生委員会での審議

各学校の衛生委員会において、時間外在校等時間の状況や産業医による面接指導状況の情報共有等を通じて、教職員の心身の健康に配慮した働きやすい職場づくりを推進する。

#### 【具体的な取組内容】

- 各学校の衛生委員会での審議の促進
- 好事例の収集・周知

### (3) 医師による面接指導

宮城県教育委員会における職員に対する健康管理対策実施要領に基づき、所属する教職員が同要領第4条第1項各号に該当する場合、医師による面接指導の勧奨を推進する。

#### 【具体的な取組内容】

- 医師面談につなげるための所属長面談の実施の推進
- 産業医による面接指導体制の拡充

### (4) 勤務間インターバルの確保

終業から始業までに一定時間（11時間を目安）以上の継続した休息時間を確保できるよう、業務量の縮減や業務の効率化等に取り組む。

#### 【具体的な取組内容】

- 休息時間の確保に関する周知

### (5) 健康診断及びストレスチェックの実施

教職員の勤務状況及びその健康状態に応じて健康診断を実施する。また、ストレスチェックの実施を通して、働きやすい職場環境の構築につなげる。

#### 【具体的な取組内容】

- 定期健康診断再検査者の受診勧奨の促進

○労働安全衛生法に基づく年1回のストレスチェックの実施と集団分析結果の活用促進

#### (6) 心身の健康問題に関する相談窓口

公立学校共済組合との連携・協働により、心身の健康問題に関する相談窓口を設置する。必要に応じて、産業医等による助言・指導や面談指導の勧奨を行う。

##### 【具体的な取組内容】

- 産業医による健康相談の実施
- カウンセラーや精神科医によるメンタルヘルス相談の実施
- こころとからだの相談窓口の周知徹底

#### (7) 年次有給休暇取得の促進等

年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得することを推奨するなど、休暇の取得を促進する。また、夏季休業中や年末年始等における学校閉庁日の設定を促進する。

##### 【具体的な取組内容】

- 年休取得や学校の閉庁日・定時退勤日の設定促進

#### (8) 柔軟な働き方の推進

早出遅出勤務やテレワークその他の柔軟な働き方を推進するための環境整備を図る。

##### 【具体的な取組内容】

- テレワーク等の実施環境の整備
- 好事例の収集・周知

#### (9) 男性職員の育児休業取得促進

男性職員の育児休業について、県教育委員会が策定している「特定事業主行動計画」を着実に進め、仕事と家庭生活を両立するための環境整備を図る。

##### 【具体的な取組内容】

- 育児休業制度の周知、イクメン計画書の活用
- 代替教員の配置等による、育児休業等を利用しやすい職場環境の整備

## V 留意事項

本計画の推進に当たっては、特に以下の事項に留意するものとする。

### ○ 形式的な上限達成の目的化、虚偽記録の禁止

教育職員の在校等時間について、形式的に上限時間の範囲内とすることや実施計画に定める目標を達成することが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。

また、上限時間まで業務を行うことを推奨するものではないこと。

○ 持ち帰り業務の抑制と実態把握・縮減

本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することや実施計画に定める目標を達成することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならないこと。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、各学校においてその実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を行うこと。

○ 休憩時間の確保等

休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を遵守すること。このため、例えば、教職員の休憩時間に会議の開催時間を設定することなどは厳に避けなければならないこと。また、休憩時間の割振りは各学校において行えるものであることから、通常の休憩時間に業務を行わなければならないことが予め分かっている場合には、休憩時間の変更等により、勤務時間の途中で休憩時間が確保されるよう取り組むこと。

○ 学校運営協議会の活用を通じた保護者・地域住民等への周知と理解・協力

教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和2年宮城県教育委員会規則第4号）及び本実施計画の内容について、保護者及び地域住民その他の関係者の理解が得られるよう周知を図り、保護者等との連携による教育職員の業務の分担の見直しや適正化に取り組むこと。

その際、学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する基本的な方針に、業務量管理・健康確保措置に関する内容が含まれることも踏まえ、学校運営協議会を活用して保護者等の理解や協力を得ること。

○ 学校評価の適切な活用

各学校においては、学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図るに当たっては、当該措置を講ずることが在校等時間の長時間化につながらないようにするため、実施計画に適合させるように努めること。

○ 教育職員以外の職員の業務量管理等

教育職員以外の職員（事務職員、学校栄養職員等）については、教育職員と同様、業務量の適切な管理や健康及び福祉の確保を図ること。

## VI その他措置の実施に関し必要な事項

○ 計画の公表と総合教育会議への報告

県教育委員会は、実施計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、ホームページへの掲載等により適時かつ適切に公表するほか、総合教育会議に報告する。また、毎年度、実施計画の実施状況を総合教育会議に報告することを通じ、関係部局との連携を図りつつ、適切な役割分担の下で、業務量管理・健康確保措置の更なる推進を図る。

○ 人事委員会との連携

県教育委員会は、実施計画の遂行等に当たっては、人事委員会と業務量管理・健康確保措置の内容について認識を共有し、専門的な助言を求めるなど連携を図る。

○ 市町村教育委員会への指導・助言

県教育委員会は、市町村（仙台市を除く。）の教育委員会に対し、実施計画の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し、積極的な指導、助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

## Ⅶ 参考

### 1. 県教育委員会のこれまでの主な取組

(1) 平成 22 年度～平成 24 年度

- 平成 22 年 12 月に教育庁内に「学校運営支援チーム」を設置。教育庁の幹部職員と現場の教育職員との意見交換会の開催や、正規の勤務時間外における在校時間調査等を行い、学校現場の抱える課題等の把握に努め、可能な取組に随時着手した。

(2) 平成 25 年度～平成 30 年度

- 平成 25 年 4 月、新たに「宮城県学校運営支援本部」を設置し、学校運営支援チームを引き継ぐ形で、多忙化解消に継続的に取り組むこととした。
- 第 1 次期間（25～27 年度）においては、「学校運営支援統合システムの導入」等により、多忙化解消に一定の効果が見られた。
- 第 1 次期間の取組を継続するとともに、第 2 次期間（28～30 年度）における新たな取組としては、多忙化の要因の一つである部活動に関して「部活動指導ガイドライン」を策定し、適正な部活動の実施を推進したほか、外部人材の積極的な活用を図るため、モデル事業として部活動指導員の配置に努めた。また、平成 31 年 3 月に「教職員の働き方改革に関する取組方針」を策定した。

(3) 平成 31 年度～令和 4 年度

- 第 3 次期間（31～4 年度）においては、学校運営支援本部働き方改革ワーキンググループ（以下「働き方改革WG」という。）が中心となり第 2 次期間の取組を継続するとともに、令和 3 年 7 月から全ての県立学校において、ICカードによる出退勤管理を実施した。
- 教育職員の働き方改革を加速させるため、教職員課内に働き方改革推進チームを設置し、県立学校の勤務実態を可視化したほか、新たに「学校管理職のためのリーダーシップ向上アセスメント」等の取組を実施した。
- 第 3 次期間の終期を新型コロナウイルス感染症の影響により 1 年延期した。

(4) 令和 5 年度～令和 7 年度

- 第 4 次期間（5～9 年度）においては、働き方改革WGが中心となり第 3 次期間の取組を継続するとともに、令和 5 年 3 月に改定された「教職員の働き方改革に関する取組方針」により、「働き方改革の目的」「目標」「取組の柱」を明確に定めた。

- 教職員課働き方改革推進チームが県立学校の勤務実態を可視化し、全県立学校に「学校実態一覧」を配付するなどして各校における在校等時間縮減に努めた。また、令和5年度から3カ年にわたり「学校業務改善支援事業」を実施し、民間コンサルタントを活用した業務改善事業に取り組んだ。
- 令和6年度から、校長の「リーダーシップ向上アセスメント」を全県立学校で実施することとし、校長の組織マネジメントの向上、学校経営の改善に努めた。
- 第4次期間の終期は当初令和9年度までであったが、本実施計画策定に伴い、計画期間を令和8年度から令和12年度までの5年間と定めた。

## 2. 計画策定の検討状況

○開催状況及び検討内容等

月日	開催会議等	検討内容等
R7. 10. 8	第3回 働き方改革WG	骨子の立案
R7. 10. 23	第1回 学校運営支援本部会議	骨子の検討
R7. 11月		宮教組、高教組との意見交換
R7. 12. 19	第4回 働き方改革WG	実施計画（案）の立案
R8. 1月		関係団体等 <sup>※</sup> へ意見照会、宮教組、高教組との意見交換
R8. 2. 9	第2回 学校運営支援本部会議	実施計画（案）の決定
R8. 3. 19	教育委員会定例会	実施計画の決定

※宮城県高等学校長協会、宮城県公立高等学校事務職員協会、宮城県公立学校事務長会、宮城県高等学校体育連盟、宮城県高等学校文化連盟、宮城県高等学校PTA連合会、宮城県教職員組合、宮城県高等学校・障害児学校教職員組合、宮城高校教育ネットワークユニオン